

# コロナ対応まちづくり協働力アップ事業

## 業務委託 企画提案募集要項

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」という。）の影響により、顕在化・深刻化した社会課題や地域課題に対応する市民活動を推進するため、市民活動団体等を対象とした相談業務の実施及び協働推進のための協働の手引書を作成します。

### 2 経緯

令和2年度に実施した相談事業において、専門相談・団体ヒアリングほか、市民活動団体や自治会の現状把握のためのアンケートを行いました。そのなかで、特に、子どもや高齢者などいわゆる社会的弱者の生活への影響が大きく、居場所やコミュニケーションの喪失による心身の健康の阻害を改善するため、市民活動団体が工夫した取り組みを進めていることが分かりました。

一方、「対面活動の難しさなどから収入が減少見込み」とした市民活動団体も半数おり、活動を終了する団体もあるなど、市民活動の維持継続は課題となっています。

このように、コロナの収束が見通せず、経済的困窮などさまざまな困難が増えるなか、緊急的な市民への支援とそれを持続的なものにする支援が必要とされています。また、今後も続く困難に地域が立ち向かっていけるような連携の枠組みと市民力・地域力を高めていくような支援と協働が必要とされています。

### 3 募集方法

事業の実施及び運営については、独自のコーディネート力を活かした効果的な相談業務や手引書作成の業務が期待できる団体を選定し委託するため、企画提案方式（プロポーザル）により募集します。

### 4 業務概要

コロナの影響による課題に対応するための次の業務とします。

- (1) 市民活動団体等を対象とした相談業務
- (2) 協働を推進するための協働の手引書作成業務

※ 実施方式等は提案によります。詳細は別紙仕様書参照

### 5 委託期間

契約締結日（令和3年5月末予定）から令和4年3月31日まで

### 6 実施場所

なは市民協働プラザ、受託者の事務所等、効果的で安全かつ適切に実施できる場所

とします。

※なは市民協働プラザの2階はコロナワクチン接種会場としての予定があり、利用に制限があります。

## 7 委託料上限額

8, 728, 000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 企画提案公募のために提示する参考金額であり、契約額ではありません。

## 8 経費の対象

提案する業務を実施するために必要な次の経費

- ・ 人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、使用料及び賃借料、備品購入費等（詳細は別紙仕様書参照）

## 9 参加資格の要件

プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 那覇市内に法人登記があること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日にもおいても、本市の定める指名基準により指名停止を受けていないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと
- (6) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 市税の滞納がないこと
- (8) NPO や市民活動に関する支援を行うための十分なノウハウを有していること（過去5年間において、同種業務又は類似業務の履行を完了した実績があること）
- (9) 事業計画の遂行に必要な組織・人員を有し、十分な遂行体制がとれること
- (10) 医療・福祉・保育・教育分野などのいずれかの国家資格を有する者が1人以上含まれていること

## 10 協力連携事業者

本企画提案に参加するにあたり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができます。この場合、協力連携事業者は上記「8 参加資格の要件」の(2)から(7)までの要件を満たすものとします。協力連携事業者が複数の参加者の協力連携事業者となることは認めません。また、参加者は他の参加者の協力連携事業者になることはできません。

## 11 参加手続き等

### (1) スケジュール

・公募開始	2021年（令和3年）	4月28日（水）
・質問書の提出期限	〃	5月10日（月）
・質問への回答	〃	5月13日（木）
・ <b>企画提案書の提出期限</b>	<b>〃</b>	<b>5月18日（火）17時</b>
・ <b>プレゼンテーション審査</b>	<b>〃</b>	<b>5月21日（金）午後</b>
・審査結果の通知	〃	5月24日（月）頃
・契約	〃	5月26日（水）頃

### (2) 優先交渉権者選定までの流れ

- ① 参加資格を有する者より企画提案書を受取り、プレゼンテーション審査を実施します。
- ② プレゼンテーション審査を行い、最も評価の高い者を優先交渉権者に選定します。
- ③ 優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合契約を締結します。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に順次移るものとします。
- ④ 募集要項・様式は、那覇市ホームページよりダウンロードしてください。

### (3) 質問書の提出

募集要項及び仕様書等に質問がある場合は、「質問書」（様式1）を提出してください。

- ① 提出期限：令和3年5月10日（月）
- ② 提出方法：メールで送付してください。C-KATU005 @city.naha.lg.jp
- ③ 回 答：令和3年5月13日（木）までに市ホームページ上で回答します。

### (4) 企画提案書等の提出

#### ①提出書類

- 1) 企画提案書提出届（様式2）
- 2) 誓約書（様式3）
- 3) 企画提案書（任意様式）

用紙はA4版で片面印刷とし、15ページ以内で作成すること。

次の項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

ア 業務実施方針、スケジュール、実施体制

イ 相談業務実施方式

ウ 協働の手引書作成実施方式

エ 本市の協働推進のあり方についての提案

- 4) 見積書（任意様式 委託料上限額内で消費税を含んだ金額）
- 5) 実施体制及び業務実績書（様式4）
- 6) 協力連携事業者予定調書（様式5）（協力連携事業者がいる場合に提出）
- 7) 登記事項証明書（全部事項証明）（写し可）
- 8) 市税納税証明書（令和元年（2019年）分）（写し可）

## ②提出期限等

提出期限：**令和3年5月18日（火）17時（必着）**

提出場所：なは市民活動支援センター

提出方法：直接窓口に提出もしくは郵送（配達証明付）

提出部数：上記1)～8)、**原本1部、原本の写し15部の計16部**

（ただし、7)及び8)については写しのみでかまいません）

## 12 プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション及びヒアリングは次のとおり行います。

(1) 審査日時：**令和3年5月21日（金）午後**（詳細は後日連絡します）

審査場所：なは市民協働プラザ5F なは産業支援センター研修室（大）

(2) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーション（20分以内）

ヒアリング（20分以内）

- ・順番については、企画提案書を受け付けた順とします。
- ・企画提案書に沿って説明してください。
- ・プロジェクターを使って説明する場合は、パソコンを持参してください。（プロジェクターは市で準備します。）
- ・プレゼン者で会場に入室できるのは3名までとします。

## 13 審査方法

(1) 審査機関

企画提案の審査は、市職員で構成される「まちづくり協働推進課所管コロナ対応地方創生臨時交付金事業審査委員会」にて行います。

(2) 審査項目及び評価基準は、後述の表のとおりとします。

(3) 優先交渉権者選定の手順

- ① 企画提案に関する評価は、企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション審査を踏まえ、委員が提案者ごとに評価点をつけ、点数の高い順に順位をつけて行います。
- ② 各委員の評価点の合計点が6割に満たない場合は、優先交渉権者から除くものとします。
- ③ 第1位を付けた委員の数が最も多い提案者を優先交渉権者とします（順位集計方式）。
- ④ ③において、第1位を取ったものが2者以上あるときは、当該提案者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定します。
- ⑤ ④において、順位を第2位とした委員の数が同数の場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者としてとします。
- ⑥ 提案者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を行ったあと、②を踏まえたうえで、優先交渉権者としてとします。

【 審査項目及び評価基準 】

	審査項目	評価基準
1	業務実施方針、スケジュール、実施体制（実施・運営・管理）	①業務の趣旨を理解し、また昨年度の相談事業の成果も踏まえた、実効性のある実施計画となっているか（コロナ感染防止対策や緊急事態宣言発令中等の実施方法等の明示含む）
2	相談業務の実施方式	②広報 相談対象者について広いネットワークがあり、相談者の募集や相談内容Q&A周知などの効果的な広報が期待できるか ③相談員 分野ごとの相談ニーズを踏まえ、市民活動団体等の悩みや課題に応じる専門性を有した相談員の配置となっているか ④回数・時間・場所等 相談回数・時間や相談場所等が適切に示されており、相談者等へのアンケート実施や成果指標などが示されているか
3	協働の手引書作成実施方式	⑤ 市民ワーキング会議 市民活動団体等市民側の作成業務に関わる個人や団体の選任は適切か ⑥ 地域円卓会議等 協働の課題や展望等について、広く市民等が参加し、共有することが期待できるものであるか ⑦ 手引書の内容 手引書に盛り込むべき要素や考え方、作成手法等は適切であるか （協働の考え方、過去の協働の評価、現在の協働の把握、未来の協働の姿、with コロナ・after コロナの視点、SDG s の視点、読みやすさ・分かりやすさの工夫等） ⑧ 手引書作成の効果 手引書作成及び作成後の効果について、考え方が示されており、適切であるか
4	本市の協働推進の在り方についての提案	⑨本事業でみてきた本市の協働推進の課題に対応した仕組みづくりなどの考え方について、仮説が示されており、適切であるか

#### 14 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その事業者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- (2) 書類等に虚偽の記載のあるとき
- (3) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき
- (4) その他、本企画提案に関する条件に違反したとき

#### 15 審査結果の通知・公表

審査の結果については、優先交渉権者の選定後、すべての提案者へ通知するとともに、優先交渉権者名と次点者名を那覇市ホームページにて公表します。

公表予定日：令和3年5月24日（月）

#### 16 契約締結に向けての協議

- (1) 契約締結に向けて、優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。審査結果に影響の与えない必要な範囲内において、企画提案書や見積書の項目の追加、変更、削除を協議したうえで、本契約の仕様を確定させるものとします。
- (2) 協議が成立した場合は、契約に向けて手続きを進めるものとし、協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて提出していただきます。
- (3) 協議が合意に至らなかった場合は、次点者と順次、協議に入るものとします。

#### 17 契約に関する基本事項

- (1) 契約保証金 免除する（那覇市契約規則第30条第9号に基づく）
- (2) 契約代金の支払い方法 業務完了後に一括して支払う

#### 18 その他

- (1) 提案書類の作成・提出及びプレゼンテーション等に係る費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類の返却はいたしません。
- (3) 提出された書類等の著作権は参加者に帰属しますが、那覇市情報公開条例に基づく公開請求により、公開する場合があります。

#### 19 連絡先

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

那覇市役所 市民文化部 まちづくり協働推進課

[ なは市民活動支援センター ]

担当：渡嘉敷、上條、平良

電話：(098) 861-5024 Email：C-KATU005@city.naha.lg.jp

HP<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/siencenter/nahashiminkatudousie.html>